

## 第73号議案

芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山中 健

### 提案理由

市内の一部の社会教育関係施設の駐車場について、年間を通じて24時間供用することにより、駐車場の有効活用を図り、市民の利便性の向上を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例

(芦屋市立図書館設置条例の一部改正)

第1条 芦屋市立図書館設置条例(昭和26年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(駐車場の設置及び使用料)」に改め、同条第2項中「駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする」を「次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする」に改め、同項に次の表を加える。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
図書館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
図書館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

第8条第1項中「図書館法」の次に「(昭和25年法律第118号)」を加える。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正)

第2条 芦屋市立美術博物館条例(平成2年芦屋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(駐車場の設置及び使用料)」に改め、同条第2項中「駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする」を「次の表のとおりとする。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする」に改め、同項に次の表を加える。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
美術博物館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
美術博物館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

第11条第2項中「第10条の2第1項」を「前条第1項」に改める。

第12条の2第3項中「及び第6条から第8条まで」を「、第6条から第8条まで及び第10条第2項」に改め、「、第4条の2第3項」の次に「及び第10条第2項」を加える。

(芦屋市民会館条例の一部改正)

第3条 芦屋市民会館条例（昭和38年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出しを「(駐車場の設置及び使用料)」に改め、同条第1項中「、駐車場」を「駐車場」に改め、同条第2項中「駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする」を「次の表のとおりとする。ただし、芦屋市民センター運営条例（昭和50年芦屋市条例第8号）第2条各号に規定する施設の利用者は、最初の60分以内は無料とする」に改め、同項に次の表を加える。

	使用料区分	
	午前8時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前8時まで
会館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。

会館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

第14条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第15条の見出しを「(補則)」に改める。

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第4条 芦屋市都市公園条例(昭和40年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2有料公園施設の表朝日ヶ丘公園の項中「水泳プール」の次に「及び駐車場」を加える。

別表第3供用日時の表中

「

朝日ヶ丘公園	水泳プール	7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。
--------	-------	---------------	---

」

を

「

朝日ヶ丘公園	水泳プール	7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。
	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで

」

に改め、同表海浜公園駐車場の項中「1月5日から12月26日」を「1月1日から12月31日」に、「午前8時45分から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日に当たるとき、及び7月1日から8月31日までは、午前8時45分から午後6時30分までとする。」を「午前0時から午後12時まで」に

改め、同表芦屋中央公園駐車場の項中「1月5日から12月27日」を「1月1日から12月31日」に、「午前6時30分から午後9時30分」を「午前0時から午後12時」に改め、同表中

「

芦屋公園	庭球場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
	芦屋公園会議室		午前9時から午後5時まで
	駐車場		午前8時30分から午後9時30分まで

」

を  
「

芦屋公園	庭球場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
	芦屋公園会議室		午前9時から午後5時まで
	駐車場		1月1日から12月31日まで 午前0時から午後12時まで

」

に改める。

別表第4 3有料公園施設を利用する場合の表中

「

朝日ケ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円	
		専用	2時間 60,000円 (2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,000円	

」

を  
「

朝日ケ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円	
		専用	2時間 60,000円 (2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,000円	
	駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プールの利用者限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、		

			1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
--	--	--	---------------------------

に改め、同表海浜公園駐車場の項中「駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。」を「30分までごとに100円(水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。」に改め、同表芦屋中央公園駐車場の項中「駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。」を「30分までごとに100円(最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。」に改め、同表芦屋公園駐車場の項中「駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。」を「30分までごとに100円(庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第4条中芦屋市都市公園条例別表第2有料公園施設の表の改正規定、同条例別表第3供用日時の表の改正規定(朝日ヶ丘公園の項の改正部分に限る。)及び同条例別表第4 3有料公園施設を利用する場合の表の改正規定(朝日ヶ丘公園の項の改正部分に限る。)は、平成25年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市立図書館設置条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

市内の一部の社会教育関係施設の駐車場について、年間を通じて24時間供用することにより、駐車場の有効活用を図り、市民の利便性の向上を図るため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市立図書館設置条例の一部改正（第1条関係）

###### ア 駐車場の使用料（第7条）

図書館の駐車場の使用料を次のように改めるとともに、図書館、美術博物館又は谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
図書館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
図書館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

###### イ その他規定の整理

##### (2) 芦屋市立美術博物館条例の一部改正（第2条関係）

###### ア 美術博物館の駐車場の供用日時（第10条第2項）

駐車場の供用日を1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、供用日時を変更することができる。

###### イ 駐車場の使用料（第10条第3項）

美術博物館の駐車場の使用料を次のように改めるとともに、美術博物館、図

書館又は谷崎潤一郎記念館の利用者は，最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
美術博物館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし，1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
美術博物館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については，1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

ウ その他規定の整理

(3) 芦屋市民会館条例の一部改正（第3条関係）

ア 駐車場の使用料（第7条の3）

市民会館の駐車場の使用料を次のように改めるとともに，市民会館，老人福祉会館及び公民館の利用者は，最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前8時まで
市民会館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし，1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
市民会館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については，1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

イ その他規定の整理

(4) 芦屋市都市公園条例の一部改正（第4条関係）

ア 駐車場の設置

朝日ヶ丘公園に駐車場を設置する。（別表第2）

イ 駐車場の供用日時（別表第3）

朝日ヶ丘公園，海浜公園，芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場の供用日を1月1日から12月31日までとし，供用時間は，午前0時から午後12時までとする。



ウ 駐車場の使用料（別表第4）

朝日ヶ丘公園，海浜公園，芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場の使用料を次のように改める。

- (ア) 30分までごとに100円とする。ただし，午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については，1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
- (イ) 次の表の左欄の駐車場の利用については，右欄の施設の利用者に限り，(ア)にかかわらず，最初の30分以内は無料とする。

朝日ヶ丘公園駐車場	水泳プール
海浜公園駐車場	水泳プール及び温水プール
芦屋中央公園駐車場	施設の利用にかかわらず，最初の30分以内は無料
芦屋公園駐車場	庭球場及び芦屋公園会議室

3 施行期日

公布の日から起算して60日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日。ただし，2(4)芦屋市都市公園条例の改正のうち，朝日ヶ丘公園の駐車場に係る部分については，平成25年4月1日